相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市青垣町市原三二八番地三、最後の住所兵庫県丹波市青垣町市原二二八番地三　被相続人　亡　板谷　悦治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三十一日

兵庫県神戸市中央区多聞通三丁目三番七号　コウベセンタービル九階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市新町二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石倉　タカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三十一日

島根県松江市大庭町一三四一番地　相続財産管理人　小松原　明

無縁墳墓等改葬公告

土山・旧公会堂墓地改葬に伴い、適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月三十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県加古川市平岡町土山字堂の後三五七番地

一、墳墓等の名称　土山・旧公会堂墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県加古川市平岡町土山九九六番地　土山墓地管理会会長　岩崎　治樹

無縁墳墓等改葬公告

下町区会館新築工事及び周辺環境整備工事のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月三十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県豊岡市九日市下町字堀通三九五番地

一、墳墓等の名称　文化十酉年七月十六日「白室妙運大姉」他の墓石がある

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県豊岡市九日市下町一六六の五　下町区　区長　宮垣　明夫

無縁墳墓等改葬公告

正蓮寺墓地整備事業に伴う墓地整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月三十一日

一、墳墓等所在地　徳島市庄町二丁目二〇番地

一、墳墓等の名称　正善寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　正善寺　住職　山崎　賢昭　徳島市庄町二丁目二〇番地　電話〇八八―六三二―一四二五

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業に係る平成二十五年七月十九日付換地処分通知は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不詳　岩永龜喜、住所不詳　林田忠治、住所不詳　宮崎尉八、住所不詳　池部勝蔵、住所不詳　吉澤重太郎、住所不詳　甲斐九郎八

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知の取消しの訴えは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に城南町中央土地区画整理組合を被告として提起することができます。なお、六箇月以内であっても、この通知の日から一年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

三、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、この通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを城南町中央土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十五年七月三十一日

熊本県熊本市南区城南町今吉野一三二四番地二　城南町中央土地区画整理組合　理事長　甲斐　一行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年7月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エル・エス管財　②東京都知事(1)90746　③代表取締役　宇住晃治　④東京都中央区日本橋堀留町二丁目６番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋堀留町二丁目６番６号　株式会社エル・エス管財　代表取締役　宇住晃治

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　キャビック株式会社　キャビック株式会社本店　京都市中京区烏丸通六角上ル饅頭屋町六一七番地六角長谷ビル八階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年七月三十一日

京都市中京区烏丸通六角上ル饅頭屋町六一七番地六角長谷ビル八階　キャビック株式会社　代表取締役　岡野　泰也